

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 診断書の様式中、引用する障害者自立支援法の名称を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者自立支援法施行令の一部が改正され、育成医療に係る自立支援医療費の支給に関する事務の権限が市町村に移譲されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に改める。
- (2) 自立支援医療費の支給認定申請書、受給者証等から育成医療に関する部分を削る。
- (3) 規則の趣旨について定めた規定及び様式中、引用する障害者自立支援法等の名称を改める。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇医療法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県医療法施行条例の施行に伴い、病院及び診療所の開設許可の基準となる病床数の算定における医療型障害児入所施設等の特殊な病床の補正について定める。

2 規則の概要

- (1) 病床数の補正を行う病床は、医療型障害児入所施設その他の特定の診療のみを行う病院等の病床とする。
- (2) 医療型障害児入所施設等の特殊な病床の病床数は、利用者のうち特定の者の占める割合を控除した割合を乗じて得た数に補正する。
- (3) 既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数は、入所定員に0.5を乗じて得た数とする。
- (4) その他所要の規定を整備する。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県内における医師の確保を図るため、鳥取大学医学部附属病院の小児科、産科等の知事が指定する診療科の業務に従事する期間を奨学金の履行猶予の期間として認める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取大学医学部附属病院の知事が指定する診療科の業務に従事する期間を3年を上限として奨学金の履行猶予の期間に加えることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。